

(別紙1)

霧島市立医師会医療センター建設工事に関する基本協定書

霧島市立医師会医療センター建設工事（以下「本工事」という。）に関して、霧島市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「施工予定者」という。）とは、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本工事における発注者が実施した霧島市立医師会医療センター建設工事に係る施工予定者選定公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、施工予定者の技術提案書等を選定したことを確認し、発注者と施工予定者による工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）の締結に向けて、施工予定者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(施工予定者の義務)

第2条 施工予定者は、本協定に係る一切を、信義に従い誠実に行うものとする。

2 施工予定者は、本協定締結の日から工事請負契約締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定を履行するものとする。

(技術協力等)

第3条 施工予定者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事の実設計期間において、工事請負契約の締結に向けて、本工事における未確定の仕様について提案、協議するとともに、発注者と施工予定者において合意した工事費（以下「合意金額」という。）を上限とし、かつ、工期を厳守し、発注者が別途発注した設計業務の受注者（以下「設計者」という。）が行う設計に対する技術協力業務を実施するため、霧島市立医師会医療センター建設工事实設計技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）の委託契約を、発注者と締結する。

2 施工予定者は、設計者を含む三者との間で、本工事の設計業務に関する協議を行うため、本プロポーザルに係るパートナーシップ協定を締結する。

3 施工予定者は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

4 発注者は、施工予定者が行う技術協力業務に必要な情報を可能な限り提示する。

(合意金額)

第4条 前条第1項における工事費の上限額は、金〇〇,〇〇〇円とする（消費税額及び地方消費税の額を含む）。

- 2 発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による工事費上限額の変更については、別途協議するものとする。
- 3 前条第1項の協議におけるリスク負担・分担は、本プロポーザル実施要項「XII その他 6 リスク負担・分担」に準ずる。
- 4 合意金額の増額は、特別の事情がない限り行わない。ただし、前項の理由により工事費上限額が増額となる場合は、発注者及び設計者並びに施工予定者は、相互に協力し、工事費上限額内での実施設計を完了するための検討を実施するものとする。
- 5 技術協力業務委託契約および本協定締結後、本プロポーザルにおいて想定された設計グレードと施工予定者の明細書等との間に齟齬が見つかった場合、想定された設計グレードを遵守した上で、合意金額の増額は行わない。ただし、施工予定者がその内容を発注者に説明し、発注者がこれを認めた場合にはこの限りではない。

(有効期間)

第5条 本協定は、本協定締結の日から工事請負契約締結日の前日又は価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし、第8条から第14条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

(工事請負契約手続等)

- 第6条 発注者は、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、施工予定者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。
- 2 施工予定者は、見積書等を作成し、発注者の指定する方法により発注者に提出する。
 - 3 発注者及び施工予定者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
 - 4 前項により価格等の交渉が成立した場合は、施工予定者は、その内容に基づき、第2項と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。
 - 5 発注者は、設計者より提示された設計書等に基づき予定価格を定める。
 - 6 施工予定者は、第2項と同じ方法により最終的な見積書等を提出し、発注者と見積合せを行う。
 - 7 発注者は、前項の見積合せの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合、施工予定者を契約の相手方として工事期間等の契約条件を確認のうえ、施工予定者と工事請負契約を締結するものとする。

(工事請負契約締結に至らない場合)

第7条 発注者は、発注者および施工予定者いずれの責めに帰すべからざる事由により価格等の交渉が不成立となった場合は、不成立となった旨とその理由を書面により通知す

る。

- 2 価格等の交渉が不成立となった場合は、技術協力業務の委託契約に基づく委託費を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については発注者、施工予定者それぞれの負担とし、第8条から第14条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 3 発注者は、施工予定者と工事請負契約を締結できない場合は、施工予定者を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち評価結果の順位が上位であった者（以下「次点者」という。）から順に、価格等の交渉の意思を確認した上で技術協力業務の委託契約締結及び価格等の交渉を行う。
- 4 施工予定者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、第三者に漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 施工予定者は、発注者の書面による事前の承諾による場合を除き、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。

（特許工法その他の特許権等の取り扱い等）

第9条 第7条により工事請負契約が締結されなかった場合は、発注者及び次点者は、当該実施設計に従い本工事を実施するために必要な限度で、技術協力業務の委託契約に基づき施工予定者が発注者に引き渡した成果物及び技術協力業務により実施設計に採用された施工予定者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等を指し、特許権、実用新案権、意匠権については施工予定者に係る発明、考案、意匠で権利登録される前のもの、商標権については出願中のものを含む）を使用することができる。ただし、係る成果物や知的財産権の使用料の支払いに関しては、発注者及び次点者は、施工予定者と別途協議を行う。その場合は、成果物の使用料については、既に施工予定者が技術協力の対価として受け取っていた場合には支払を要しないものとし、それ以外の場合は発注者と施工予定者との間で成果物の作成に要した人件費等を踏まえ決定するものとする。

（損害賠償等）

第10条 第7条により工事請負契約が締結されなかった場合における発注者と施工予定者間の損害賠償義務の有無及び範囲については、信義誠実の原則に則り、その帰責原因の有無と程度については、次の各号のとおりとする。

- (1) 施工予定者は、帰責原因が施工予定者にある場合は、発注者に発生した損害を賠償する。

- (2) 発注者は、設計義務違反等により発注者に帰責原因がある場合は、施工予定者に発生した損害を賠償する。
 - (3) 施工予定者の双方に帰責原因がある場合は、各自の帰責原因の程度、割合によってそれぞれの損害賠償の有無と範囲を別に定める。
- 2 施工予定者が工事請負契約の締結に先立って行った資材発注等によって生じた損害等について、発注者は施工予定者に対して一切の責任を負わない。

(秘密保持等)

第 11 条 施工予定者は、本協定に関し相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持するとともに、秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は本協定の相手方の事前の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。本協定履行完了後も、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報としては取り扱わないものとする。

- (1) 開示を受けた時点又は知得した時点で既に被開示者が自ら適法に保有していた情報
- (2) 開示を受けた時点又は知得した時点で既に公知となっている情報
- (3) 開示を受けた後又は知得した後に、被開示者の責によらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から被開示者が秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 開示者が独自に開発したことを証明し得る情報
- (6) 法令により又は主務官庁若しくは裁判所等の公的機関により開示が要請された情報

(協定内容の変更)

第 12 条 本協定に規定する各事項は、発注者および施工予定者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 13 条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して発注者と施工予定者との間に生じた紛争について、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(その他)

第 14 条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、施工予定者が協議し、決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者および施工予定者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番1号
霧島市長 中重真一

施工予定者

〇〇〇〇